

改正後

(8) その他
略

6. 記録及び社会診断

(1) 調査内容は正確、簡潔、客観的に児童記録票に記載し、資料の出所、日時等を明らかにする。また、個別の手続ごとの記録の在り方については、本指針におけるそれぞれの項目の記述を参照されたい。

(2)～(3) 略

第4節 診断
略

第5節 判定

1 略

2. 判定の方法

(1) 略

(2) 過去、警察の捜査状況をもって虐待はないと判断した事例があったが、警察の捜査は虐待の事実認定を行うものではないことから、警察と連携を図りつつも、児童相談所自らが実施する福祉的側面からの調査に基づき判定を行う必要があることに留意する。

(3) 略

3 略

第6～7節 略

第4章 援助

第1節 援助の種類

(1) 略

(2) 行政処分としての措置を行う場合には、保護者等は行政不服審査法第5条(児童相談所長が措置を行った場合の都道府県等に対する審査請求)又は第6条(都道府県等が措置を行った場合の都道府県等に対する異議申し立て)に基づき不服申し立てを行うことができる。なお、行政処分としての措置を書面で行う場合には、行政不服審査法第57条により保護者等に対し、不服申し立ての方法等について教示しなければならない。行政

現行

(5) その他
略

6. 記録及び社会診断

(1) 調査内容は正確、簡潔、客観的に児童記録票に記載し、資料の出所、日時等を明らかにする。

(2)～(3) 略

第4節 診断
略

第5節 判定

1 略

2. 判定の方法

(1) 略

(2) 略

3 略

第6～7節 略

第4章 援助

第1節 援助の種類

(1) 略

(2) 行政処分としての措置を行う場合には、保護者等は行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第5条(児童相談所長が措置を行った場合の都道府県等に対する審査請求)又は第6条(都道府県等が措置を行った場合の都道府県等に対する異議申し立て)に基づき不服申し立てを行うことができる。なお、行政処分としての措置を書面で行う場合には、行政不服審査法第57条により保護者等に対し、不服申し立ての方法等について教示し

改正後

処分としての措置は、原則として文書により通知する。

(3)～(4) 略

第2節 在宅指導等

2. 措置による指導

(1)～(5) 略

(6) 保護者等に対する指導について

ア 略

イ この場合において保護者が当該指導を受けないときは、都道府県知事等は、当該保護者に対し、当該指導を受けるよう勧告を行うことができることとされており、保護者指導の実効性を確保する観点から、当該勧告の活用について積極的に検討すべきである。

なお、都道府県知事等が、児童虐待を受けた子どもについて、施設入所等の措置の解除の可否を判断するに際しては、保護者に対する指導を行うこととされた児童福祉司の意見を聴くこととされている。

また、平成19年の児童虐待防止法の改正において、保護者への指導の実効性を高めるとともに、児童の心身の安全や適切な養育環境の確保を図る観点から、都道府県知事の勧告に従わない場合にはさらなる措置を講じていくことを明確化するため、同法第11条第3項の規定により、都道府県知事の勧告について、保護者が従わない場合において必要があると認めるときは、都道府県知事が一時保護、法第28条第1項の強制措置（入所・里親委託）その他の必要な措置を講ずる旨が明記された。

さらに、この措置を講じてもなお、保護者が勧告に従わない事例も想定されることから、児童相談所長は、児童虐待防止法第11条第3項の規定による勧告に保護者が従わず、その監護する児童に対し親権を行わせることが著しく当該児童の福祉を害する場合には、必要に応じて、適切に、法第33条の6の規定による親権喪失宣告の請求を行うものとされた。

なお、保護者指導に係る詳細については、「児童虐待を行った保護者に対する指導・支援の充実について」（平成20年〇月〇日雇児総発第〇〇号厚生労働省雇用均等・児童家庭局総務課長通知）も参考とされたい。

ウ 略

現行

なければならない。行政処分としての措置は、原則として文書により通知する。

(3)～(4) 略

第2節 在宅指導等

2. 措置による指導

(1)～(5) 略

(6) 保護者等に対する指導について

ア 略

イ この場合において保護者が当該指導を受けないときは、都道府県知事等は、当該保護者に対し、当該指導を受けるよう勧告を行うことができることとされており、保護者指導の実効性を確保する観点から、当該勧告の活用について積極的に検討すべきである。

なお、都道府県知事等が、児童虐待を受けた子どもについて、施設入所等の措置の解除の可否を判断するに際しては、保護者に対する指導を行うこととされた児童福祉司の意見を聴くこととされている。

ウ 略

改正後

3 略

第3節 里親

1. 里親制度の意義

里親制度の意義は、家庭での養育に欠ける子ども等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための温かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など子どもの健全な育成を図ることであり、児童相談所はその趣旨を十分理解し、本制度の積極的活用に努める。

特に、父母が死亡した子どもや、父母が長期にわたって行方不明である子ども等については、里親委託措置を積極的に検討する。

2～3 略

4. 里親による職業指導

(1) 略

(2) 里親による職業指導は、あくまでも子どもの自立を支援することを目的として行われなければならない。したがって、子どもの労働力の搾取があってはならない。したがって、児童相談所としては、職業指導を行う里親の認定や里親による職業指導を実施するかどうかの判断等を慎重に行うことはもちろん、里親が職業指導を行う場合には、適宜に職場を訪問するなどして子どもが置かれている状況等を常に把握し、子どもが里親や職場の他の者から不当な扱いを受けることのないよう十分注意する。

5. 子どもの委託

(1)～(7) 略

(8) 委託後、何らかの事情で他の里親へ委託するなど、措置の内容を変更する場合には、子どもにとって精神的負担が大きく、心的外傷体験を引き起こす危険性があることから、子どもへの影響に十分配慮しつつ行うことが必要である。

6～9 略

現行

3. 訓戒、誓約措置

訓戒、誓約措置は子ども又は保護者に注意を喚起することにより、問題の再発を防止し得る見込みがある場合に行い、養育の方針や留意事項等を明確に示すよう配慮する。

第3節 里親

1. 里親制度の意義

里親制度の意義は、家庭での養育に欠ける子ども等に、その人格の完全かつ調和のとれた発達のための暖かい愛情と正しい理解をもった家庭を与えることにより、愛着関係の形成など子どもの健全な育成を図ることであり、児童相談所はその趣旨を十分理解し、本制度の積極的活用に努める。

特に、父母が死亡した子どもや、父母が長期にわたって行方不明である子ども等については、里親委託措置を積極的に検討する。

2～3 略

4. 里親による職業指導

(1) 略

(2) 里親による職業指導は、あくまでも子どもの自立を支援することを目的として行われなければならない。職業指導の名を借りた子どもの労働力搾取がなされるようなことがあってはならない。したがって、児童相談所としては、職業指導を行う里親の認定や里親による職業指導を実施するかどうかの判断等を慎重に行うことはもちろん、里親が職業指導を行う場合には、こまめに職場を訪問するなどして子どもが置かれている状況等を常に把握し、子どもが里親や職場の他の者から不当な扱いを受けることのないよう十分注意する。

5. 子どもの委託

(1)～(7) 略

(8) 委託後、何らかの事情で他の里親へ委託するなど、措置の内容を変更する場合には、子どもにとって精神的負担が大きく、心的外傷体験になる危険性があることから、子どもへの影響に十分配慮しつつ行うことが必要である。

6～9 略

改正後

現行

10. その他

①～⑦ 略

⑧ 平成17年3月25日雇児福発第0325002号「里親家庭への保護を要する子どもの委託の促進について」

⑨ 平成18年4月3日雇児発0403001号「里親委託推進事業の実施について」

第4節 児童福祉施設入所措置、指定医療機関委託

1. 措置の決定等

(1) 児童福祉施設又は指定医療機関（以下この節において「児童福祉施設等」という。）への入所措置又は委託（以下この節において「措置」という。）は、一般に「相談～調査・診断～判定～（一時保護）～援助～終結」と続く一連の相談援助活動の一環であり、慎重な判断に基づき行う。

(2)～(6) 略

(7) 平成16年児童福祉法改正法により乳児院及び児童養護施設の年齢要件が見直され、乳児院については、「保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合」には幼児（概ね2歳未満の幼児に限定されない）を、児童養護施設については、「安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合」には乳児を、それぞれ入所させることができることとされた。

乳児院における「保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合」の具体的な例としては、

ア 子どもに疾病や障害があり、引き続き乳児院で処遇することが適当であると判断される場合（疾病や障害の内容・程度に鑑み、医療機関や障害児施設において対応するのが適当な場合は除かれる。）

イ 保護者の家庭環境が整備され、ほどなく家庭に引き取られることが明らかな場合や、近々に里親委託や養子縁組成立が見込まれる場合

ウ きょうだいで別々の施設に措置することが子どもの福祉に反する場合

等のケアの連続性への配慮が求められる場合等が考えられ、児童養護施設における「安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合」の具体的な例としては、

ア きょうだいで別々の施設に措置することが子どもの福祉に反する場合

イ 小学校就学後も家庭等に引き取られる見込みが極めて低い場合

10. その他

①～⑦ 略

⑧ 平成18年4月3日雇児発0403001号「里親委託推進事業の実施について」

第4節 児童福祉施設入所措置、指定医療機関委託

1. 措置の決定等

(1) 児童福祉施設又は指定医療機関（以下この節において「児童福祉施設等」という。）への入所措置又は委託（以下この節において「措置」という。）は、一般に「相談～調査・診断～判定～（一時保護）～援助～終結」と続く一連の相談援助活動の一環であり、慎重な判断に基づき行う。

(2)～(6) 略

(7) 従来、乳児院は、乳児（保健上その他の理由により特に必要のある場合には、おおむね2歳未満の子どもを含む。）を、児童養護施設は、乳児を除く子どもをそれぞれ入所の対象としていたところであるが、乳児院に入所した児童がおおむね2歳を迎えると児童養護施設への措置変更を行わざるを得ず、愛着形成が重要な局面にある一方で、環境への適応能力が不十分な時期に生活環境の大きな変化を経験させることとなるため、子どもの健やかな成長に深刻な影響を及ぼす場合があることが指摘されていたところである。

このため、平成16年児童福祉法改正法により乳児院及び児童養護施設の年齢要件が見直され、乳児院については、「保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合」には幼児（概ね2歳未満の幼児に限定されない）を、児童養護施設については、「安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合」には乳児を、それぞれ入所させることができることとされた。

乳児院における「保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合」の具体的な例としては、

ア 子どもに疾病や障害があり、引き続き乳児院で処遇することが適当であると判断される場合（疾病や障害の内容・程度に鑑み、医療機関や障害児施設において対応するのが適当な場合は除かれる。）

イ 保護者の家庭環境が整備され、ほどなく家庭に引き取られることが明らかな場合や、近々に里親委託や養子縁組成立が見込まれる場合

改正後

等のケアの連続性への配慮が求められる場合等が考えられる。

乳児院又は児童養護施設への入所又は継続入所の判断は、職員との愛着関係の形成状況を始めとする子どもの状況や家庭環境の状況、保護者や施設長の意見等を踏まえ、児童相談所長が総合的に判断すべきものであるが、上記のような具体的な例を含め、「子どもの最善の利益」に資すると考えられる場合に限り、乳児院への入所及び入所継続措置並びに児童養護施設への入所措置を行うこと。

なお、児童養護施設への乳児の措置については、

ア 看護師による適切なケアが受けられること

イ 乳児院で行われている養育の内容（定時の授乳やおむつ交換等）が行われること
に十分留意する。

(8) 子どもを児童福祉施設等に措置する場合には、子どもや保護者に措置の理由等について十分な説明を行うとともに、入所させようとする児童福祉施設等の名称、所在地、施設の特徴、措置中の面会や通信の制限及び措置中の費用に関する事項について子どもや保護者に連絡する。また、子どもが有する権利や施設生活の規則等についても子どもの年齢や態様等に応じ懇切に説明するとともに、子ども自身がいつでも電話や来所等の方法により児童相談所に相談できることを連絡し、施設における苦情解決の仕組みや社会福祉協議会に設置されている運営適正化委員会への苦情の申し出などについても説明をする。

なお、これらの説明を行う場合には、当該施設等の写真やパンフレット等を活用するなど、わかり易い媒体手段を工夫するとともに、必要に応じ事前に子どもや保護者に当該施設等を見学させるなど、子ども、保護者の不安を軽減するための十全の配慮を行うこと。また、既に一部都道府県で行われているいわゆる「児童の権利ノート」の活用等も考えられること。

現行

ウ きょうだいで別々の施設に措置することが子どもの福祉に反する場合

等のケアの連続性への配慮が求められる場合等が考えられ、児童養護施設における「安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合」の具体的な例としては、

ア きょうだいで別々の施設に措置することが子どもの福祉に反する場合

イ 小学校就学後も家庭等に引き取られる見込みが極めて低い場合等のケアの連続性への配慮が求められる場合等が考えられる。

乳児院又は児童養護施設への入所又は継続入所の判断は、職員との愛着関係の形成状況を始めとする子どもの状況や家庭環境の状況、保護者や施設長の意見等を踏まえ、児童相談所長が総合的に判断すべきものであるが、上記のような具体的な例を含め、「子どもの最善の利益」に資すると考えられる場合に限り、乳児院への入所及び入所継続措置並びに児童養護施設への入所措置を行うこと。

なお、児童養護施設への乳児の措置については、

ア 看護師による適切なケアが受けられること

イ 乳児院で行われている養育の内容（定時の授乳やおむつ交換等）が行われること
に十分留意する。

(8) 子どもを児童福祉施設等に措置する場合には、子どもや保護者に措置の理由等について十分な説明を行うとともに、入所させようとする児童福祉施設等の名称、所在地、施設の特徴、措置中の面会や通信の制限及び措置中の費用に関する事項について子どもや保護者に連絡する。また、子どもが有する権利や施設生活の規則等についても子どもの年齢や態様等に応じ懇切に説明するとともに、子ども自身がいつでも電話や来所等の方法により児童相談所に相談できることを連絡し、施設における苦情解決の仕組みや社会福祉協議会に設置される運営適正化委員会への苦情の申し出などについても説明をする。

なお、これらの説明を行う場合には、当該施設等の写真やパンフレット等を活用するなど、わかり易い媒体手段を工夫するとともに、必要に応じ事前に子どもや保護者に当該施設等を見学させるなど、子ども、保護者の不安を軽減するための十全の配慮を行うこと。また、既に一部都道府県で行われているいわゆる「児童の権利ノート」の活用等も考えられること。

改正後

(9)～(14) 略

2. 入所中の援助

(1)～(5) 略

(6) 懲戒に係る権限の濫用や虐待等が疑われる場合

児童福祉施設の長は、監護・教育・懲戒に関し子どもの福祉のため必要な措置を採ることができるが、懲戒に関する権限については、あくまでも子どもの健全な育成のために認められているものであり、決して濫用されるようなことがあってはならない。

もとより、児童福祉施設の職員は、入所している子どもに対して、児童虐待防止法に規定する児童虐待その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないものであり、また、児童福祉施設の職員から虐待を受けた子どもは、法第25条の通告の対象となるものである。

入所している子どもやその保護者から、懲戒に係る権限の濫用や虐待等の訴え等があったときや法に基づく通告を受けたときには、あくまで客観的事実の把握に努め、事実に基づく対応をしなければならない。

その際、その子どもの最善の利益に配慮して適切なケアを行うこととし、必要に応じてその子どもの一時保護、措置変更を行うとともに、援助上の問題について施設に対し技術的助言、指導を行う。また、再発防止の観点から、必要に応じて児童福祉施設に対する指導権限を有する本庁と連携を図りつつ対応することが必要である。

なお、都道府県等の行った指導又は助言について、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第14条の3第3項により、児童福祉施設は必要な改善を行わなければならないことが明示されている。

また、社会福祉法（昭和26年法律第45号）の規定に基づき、苦情の解決に当たっては、都道府県等の本庁と緊密な連携を図るとともに、施設運営、法人運営について都道府県知事等が改善の勧告や事業の停止命令等の行政処分を検討する際には、児童相談所は子どもの権利擁護の観点から適切な対処に心掛ける。

(7) 削除

現行

(9)～(14) 略

2. 入所中の援助

(1)～(5) 略

(6) 懲戒に係る権限の濫用や虐待等が疑われる場合

児童福祉施設の長は、監護・教育・懲戒に関し子どもの福祉のため必要な措置を採ることができるが、懲戒に関する権限については、あくまでも子どもの健全な育成のために認められているものであり、決して濫用されるようなことがあってはならない。

もとより、児童福祉施設の職員は、入所している子どもに対して、児童虐待防止法に規定する児童虐待その他子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならないものであり、また、児童福祉施設の職員から虐待を受けた子どもは、法第25条の通告の対象となるものである。

入所している子どもやその保護者から、懲戒に係る権限の濫用や虐待等の訴え等があったときや法に基づく通告を受けたときには、あくまで客観的事実の把握に努め、事実に基づく対応をしなければならない。

その際、その子どもの最善の利益に配慮して適切なケアを行うこととし、必要に応じてその子どもの一時保護、措置変更を行うとともに、援助上の問題について施設に対し技術的助言、指導を行う。また、再発防止の観点から、必要に応じて児童福祉施設に対する指導権限を有する本庁と連携を図りつつ対応することが必要である。

なお、都道府県等の行った指導又は助言について、児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第14条の3第3項により、児童福祉施設は必要な改善を行わなければならないことが明示されている。

また、社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する法律（平成12年法律第11号）の施行に伴い、苦情解決の仕組みが整備されたことから、問題の解決に当たっては、都道府県等の本庁と緊密な連携を図るとともに、施設運営、法人運営について都道府県知事等が改善の勧告や事業の停止命令等の行政処分を検討する際には、児童相談所は子どもの権利擁護の観点から適切な対処に心掛ける。

(7) 施設入所中の子どもに関する面会、電話、文書等への対応

① 入所している子どもに関する面会、電話、手紙等の文書等への対応については、法第47条第2項に規定する施設長の監護、教育、懲戒に係る権限に基づき行われるが、その子どもの人権に十分配慮しつつ、その福祉向上の観点から行われる必要がある。

② 児童虐待防止法第12条において、法第28条の規定により家庭裁判所

改正後

現行

(7) 面会・通信の制限

① 対象となる事例

児童虐待防止法第12条により、施設入所等の措置（法第27条第1項第3号の措置）が採られ、又は一時保護（法第33条第1項若しくは第2項の規定による一時保護）が行われた場合において、児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため必要があると認めるときは、児童相談所長及び児童が入所する施設の長は、児童虐待を行った保護者に対し、児童との面会・通信を制限することができる。

② 制限する面会・通信の範囲

児童虐待防止法第12条第1項第1号の「面会」及び同項第2号の「通信」の内容はそれぞれ次のとおりである。

ア 面会

例えば、児童が保護されている住所、居所（児童相談所、一時保護所、施設、里親宅）等に対する訪問、押しかけ等がこれに該当する。

イ 通信

の承認のもと保護者の意に反して入所した子どもについては、子どもに対する保護者の監護権や居所指定権などの親権が制限されており、児童相談所長又は施設長は面会又は通信の制限ができることとされている。

③ 親権を行う者の同意のもとに入所している子どもについて、子どもにとって最善の方法として面会や電話などを控える必要がある場合については、その必要のあることを説明する。それでも納得せず強引に面会を強要し、入所についての同意を撤回する等の場合には、施設長の連絡により、児童相談所長は、入所中であっても一時保護委託に切り替え、法第28条の規定に基づく申立てを行い、家庭裁判所の決定によって再度入所の措置をとる。

児童虐待防止法第12条の2においても、児童虐待を受けた子どもについて親権を行う者の同意のもとに施設入所等の措置が採られた場合において、当該虐待を行った保護者が子どもの引渡し又は子どもとの面会若しくは通信を求め、かつ、これを認めた場合には再び児童虐待が行われ、又は児童虐待を受けた子どもの保護に支障をきたすと認めるときは、児童相談所長は、法第28条の規定による施設入所等の措置を要する旨を都道府県知事等に報告するまでの間、一時保護を行うことができることが規定されている。

改正後

現行

例えば、児童が保護されている住所、居所（児童相談所、一時保護所、施設、里親宅）等に対する手紙、FAX、宅配便等の送付、電話、電子メール等がこれに該当する。

③ 面会・通信制限の位置付け及び制限の方法等

ア 面会・通信制限の位置付け

児童虐待防止法上、児童相談所長、施設長のいずれもが面会・通信を制限することができることとされているが、当該制限は行政処分に該当すると考えられることから、行政手続法等の対象となるものである。面会・通信制限については、児童虐待防止法第12条に基づく行政処分としての位置づけを持たず「指導」として行うものもあり得ることから、行政処分又は指導のどちらの位置づけで行うべきかについて実状に応じて判断し、対応する。

イ 制限の方法

行政処分としての面会・通信制限を行うときは、行政手続法第13条第1項第2号の規定により、弁明の機会を付与することが必要とされているとともに、同法第14条、第29条第1項及び第30条の規定により、書面により、根拠条項、処分の要件に該当する原因となる事実等の処分の理由を提示することが必要とされている。ただし、後述するような夜間等の緊急の場合に当該制限を行う場合には、同法第13条第2項第1号の規定により、弁明の機会の付与の手続を省略して差し支えない。

なお、強制入所等（法第28条の規定による施設入所等の措置をいう。以下同じ。）の事案であって、児童虐待防止法第12条の4による接近禁止命令を発する可能性のあるものについては、本法の規定に基づき行政処分として面会及び通信の全部を制限していることが、同命令を発する要件とされていることを十分考慮されたい。

施設長が、指導にとどまらず、児童虐待防止法第12条の規定により行政処分として面会・通信制限を行うことについては、

- ・ 一般的には、児童相談所長が当該制限を行うことで足りると考えられること
- ・ 面会・通信の全部が制限されていることが同法第12条の4第1項の規定による罰則を伴う接近禁止命令の要件となること等から慎重になされるべきであり、当該制限の必要がある場合には、児童相談所長がこれを行う。

しかしながら、児童が施設に保護されている場合であって、夜

改正後

現行

間等で児童相談所長が行政処分としての制限を行う暇のない緊急の事例に該当するときは、必要に応じて、施設長が短期間の期限を設定し、書面により行政処分としての制限を行うこと（別添7参照）。ただし、当該書面において、当該面会・通信制限の要件に該当する事実など面会・通信制限の処分の理由を正確に把握し、記述する時間的余裕がない場合には、行政手続法第14条の規定により、事後、相当の期間内に、これを書面で示すことが必要とされている。

施設長が行政処分としての制限を行った場合、施設長は、事後速やかに児童相談所長に、児童虐待防止法第12条第2項の規定に基づき、当該制限を行うに至った経緯、理由、状況等を書面により通知することとし、これを受けて、児童相談所長は、施設長により設定された面会・通信制限の期限を踏まえつつ、当該制限を継続する必要があるれば、保護者に対し弁明の機会を付与した上で、書面により制限を行う。

児童相談所長は、施設に入所している児童に係る面会・通信制限の実施又は解除を行うに当たっては、施設長又は里親と十分協議し、その意見を踏まえた上で、これを行うこととするともに、当該制限の実施又は解除を行った場合、その旨を当該施設長又は里親に連絡する。

また、児童相談所長は、制限の実施又は解除を行った場合、都道府県知事にその旨を通知する。施設長から制限の実施又は解除を行った旨の通知があったときも、同様に都道府県知事に通知する。

ウ 面会・通信制限の決定通知書の記載事項

面会・通信制限の決定通知書には、次の事項を記載する（別添5参照）。

(ア) 制限を行う根拠及び制限事項

児童虐待防止法第12条第1項に基づき、同項第1号及び第2号に掲げられた面会又は通信の行為の全部又は一部について制限する旨を記載する。

(イ) 制限を受ける者

制限を受ける者の住所、氏名、生年月日を記載する。

(ウ) 制限する理由

当該制限を行う理由を記載する。なお、所定の欄に記載し得ないときは、適宜の用紙に記載の上添付して差し支えない。

改正後

現行

- (エ) 対象となる児童
児童の住所又は居所、氏名、性別、生年月日を記載する。
なお、保護者が児童の保護先を知らず、児童を保護するため
必要な場合は、児童の住所又は居所の記載を省略することとし
て差し支えない。
- (オ) 連絡先住所、電話番号等
制限を行う児童相談所の住所、電話番号、担当窓口等を記載
する。
- (カ) 注意事項
行政不服審査法上の不服申立てができる旨及び申立先等を教
示する。
- ④ 面会・通信制限の解除
 - ア 解除の検討
面会・通信制限については、その必要性がないと認める場合に
は、速やかに当該制限を解除することとし、少なくとも概ね6ヶ
月ごとに、当該制限の必要性について検討する。
 - イ 解除の方法
面会・通信制限を行政処分として実施する場合、手続の適正を
担保するため、当該処分の解除については、書面で保護者に通知
する。
なお、後述する接近禁止命令を発出している場合に、当該面会
・通信制限を解除したときは、接近禁止命令の効力が失われるこ
ととなることに十分留意する。また、③のイの記載どおり、制限
を解除した場合、その旨を都道府県知事に通知する。施設長から
制限を解除した旨の通知があったときも同様とする。
 - ウ 面会・通信制限の解除決定通知書の記載事項
面会・通信制限の解除決定通知書には、次の事項を記載する(別
添6参照)。
- (7) 制限を行った根拠及び解除される制限事項
児童虐待防止法第12条第1項に基づき、同項第1号及び第2
号に掲げられた面会又は通信の行為の全部又は一部について行
った制限について、解除する旨を記載する。
- (イ) 制限を受けている者
制限を受けている者の住所、氏名、生年月日を記載する。
- (ウ) 制限を解除する理由

改正後

現行

当該制限を解除する理由を記載する。なお、所定の欄に記載し得ないときは、適宜の用紙に記載の上添付して差し支えない。

(エ) 対象となる児童

児童の住所又は居所、氏名、性別、生年月日を記載する。

なお、保護者が児童の保護先を知らず、児童を保護するため必要な場合は、児童の住所又は住所の記載を省略することとして差し支えない。

(オ) 連絡先住所、電話番号等

制限を解除する児童相談所の住所、電話番号、担当窓口等を記載する。

⑤ 児童の住所又は居所の非開示

強制入所等が採られ、又は一時保護が行われている場合において、保護者に対して児童の住所又は居所を明らかにしたとすれば、再び児童虐待が行われるおそれがあり、又は児童の保護に支障を来すおそれがあると認めるときは、児童相談所長は児童の住所又は居所を明らかにしないものとされている。

非開示の方法に特段の規制はないが、事後の紛議等に備え、通知した年月日、当該処分理由等を必ず記録する。

(8) 接近禁止命令

都道府県知事等は、児童に強制入所等の措置を行った場合であって、特に必要があるときは、保護者に対し、期間を定めて、児童へのつきまといや児童の居場所付近でのはいかひの禁止を命令できる。

また、保護者が当該禁止命令に違反した場合、児童虐待防止法第17条の規定により、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処するとされている。

① 接近禁止命令の要件

次のいずれにも該当することが要件とされている。

ア 強制入所等が採られていること。

イ 児童虐待防止法第12条第1項に基づき、児童との面会及び通信の全部が制限されていること。

ウ 児童虐待の防止及び児童虐待を受けた児童の保護のため特に必要があると認められること。

② 聴聞手続

接近禁止命令を発する場合には、児童虐待防止法第12条の4第2項の規定により、聴聞を行わなければならないとされている。

聴聞は、都道府県知事等が、行政手続法第3章第2節の規定に従

改正後

現行

って行うものであるが、具体的な手続については、同法の規定によるほか、各自治体の聴聞規則等に基づいて行う。

③ 接近禁止命令の手法等

ア 接近禁止命令の内容

(ア) つきまとい

「児童の身边につきまとい」とは、保護者がしつこく児童の行動に追随することをいう。

(イ) はいかい

「はいかい」とは、保護者が理由もなく児童の住居などその通常所在する場所の付近をうろつくことをいう。

この「はいかい」については、児童の住所若しくは居所、学校等のほか、通学路など児童が日常生活又は社会生活を営むために通常移動する経路の付近についても行ってはならないとされている。また、児童本人が不在の場合であっても、その通常所在する場所の付近をはいかいすることは、具体的事実関係にもよるが、接近禁止命令に違反すると考えられる。

なお、「その通常所在する場所」については、保護者がはいかいをした時点において、その場所に児童が通常所在するかどうかによって、判断されると考えられる。

イ 期間設定の考え方

(ア) 期間

接近禁止命令は、6月を超えない期間を定めて行うこととされている。この場合、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止法」という。）第10条に規定する保護命令では、一律6月の期間設定がなされているが、児童虐待防止法においても、基本的に、命令の期間を6月と設定する。

ただし、保護者との関係、児童の状態等を慎重に判断した上で、接近禁止命令の必要性がなくなると認められる場合には、6月未満で解除することも考えられる。

命令の具体的な期間の設定については、その始期及び終期を定めることによりこれを行うこととし、その始期は命令書の作成日付と同日とする。また、6月の計算に当たっては、初日を算入する。

有効期間は、児童の保護のため特に必要がある場合には、6月を超えない期間を定めて更新することができる」とされている